

令和5年度 損益計算の概要及び剰余金の処分について

1 剰余金の経営努力認定基準【会計基準 第75】

- 1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（自己収入）から生じた利益であって、当該利益が法人の経営努力によるものであること
- 2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が法人の経営努力によるものであること
（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務をおこなわなかったために費用が減少したと認められる場合を除く）
- 3) その他法人において経営努力によることを立証した利益であること

2 損益計算の概要【損益計算書】

費用 ※1		収益	
費用	4,233,231千円	補助金等収益・寄附金収益	4,546,437千円
	2,769,370千円	運営費交付金収益	85,115千円
	1,463,861千円	自己収入等 ※2	2,684,255千円
当期総利益	313,207千円		1,777,067千円

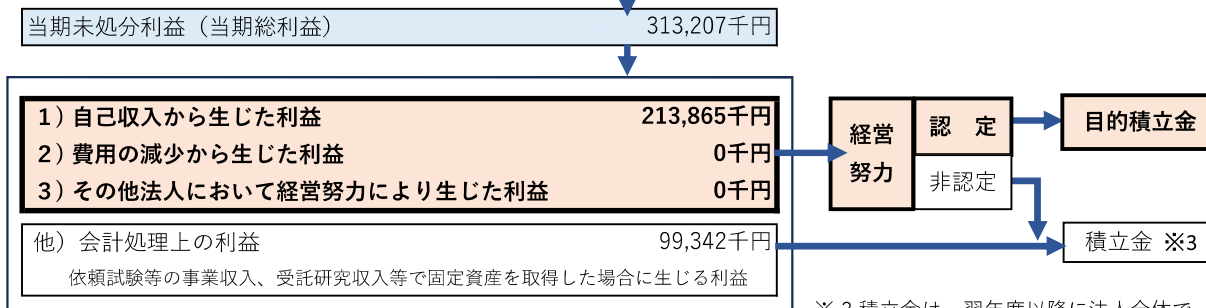
※1 費用の内訳

業務費	3,538,943千円
一般管理費	690,894千円
財務費用	887千円
臨時損失	2,507千円
計	<u>4,233,231千円</u>

※2 自己収入等の内訳

依頼試験・機器利用	409,094千円
受講料収益	17,924千円
研究成果利用等収益	5,566千円
技術移転会費収益	2,278千円
受託研究等収益	453,074千円
共同研究収益	224,015千円
科研費間接経費収益	12,497千円
賞与引当金等に係る見返収益	212,365千円
財務収益	23,331千円
その他雑益	10,699千円
資産見返戻入	224,639千円
前中期目標期間繰越積立金取崩額	176,108千円
目的積立金取崩額	5,479千円
計	<u>1,777,067千円</u>

3 剰余金の処分【利益の処分に関する書類（案）】



※3 積立金は、翌年度以降に法人全体で赤字となった場合にのみ充当される。

注) 本資料は各項目ごとに千円未満を四捨五入をしているため、合計金額が一致しないことがあります。